

研究ノート

わが国における母子世帯と社会保障制度

吉 田 し お り

はじめに

わが国において、母子世帯数は増加の傾向にある。母子世帯に関連しては、母子福祉の問題と併せて、就労問題や所得問題等、労働や経済の分野と関連して論じられることが多い。また、近年においては、社会問題として取り上げられる格差問題やワーキング・プア問題のなかでも、母子世帯の経済的な問題はしばしば議論される。

ひとり親世帯には父子世帯と母子世帯があるが、母子世帯は父子世帯とは異なるニーズがある。このことは主として、労働市場における女性のジェンダーに基づく就労環境に関連している。このような経済的な観点から、母子世帯の社会保障制度を検討することには、意義があると考えられる。

本稿では、これまで多くの先達によって積み重ねられてきた調査や研究をもとにしながら、母子世帯の現状を見た後で、今後、解決策が模索されるべき社会保障制度や労働環境に関連する課題について、ジェンダー研究の視点から検討していきたい。

1. ひとり親世帯の現状

厚生労働省（2012）を中心に、母子世帯（調査内容によっては父子世帯の状況の紹介を含む）の現状を見ていく¹。この調査は、全国の母子世帯、父子世

帯および養育者世帯を対象に、平成17（2005）年に実施された国勢調査により設定された調査地区から、無作為に約5,000調査区を抽出し、調査区内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯について行われた調査である。内容に応じて、厚生労働統計協会（2012）やその他の資料も用いる。

母子世帯と父子世帯の世帯数は、表1-1のように推移している。母子世帯数の全世帯数に対する割合は増加傾向にあり、父子世帯数の全世帯数に対する割合は横ばいの状態で推移している。

ひとり親世帯になった理由は、平成23（2011）年において、母子世帯においては死別が7.5%、生別が92.5%、父子世帯においては、死別が16.8%、生別が83.2%となっている。生別の理由としては、母子世帯、父子世帯ともに離婚によるものが多く、それぞれ80.8%、74.3%となっている³。

母子世帯における母の年齢は、平成23（2011）年において、死別47.5歳、生別39.0歳、父子世帯における父の年齢は、死別49.0歳、生別43.8歳となっている。また母子世帯における末子の年齢は、平成23（2011）年において、死別13.4歳、生別10.5歳、父子世帯における末子の年齢は、平成23（2011）年において、死別12.4歳、生別12.2歳となっている⁴。

ひとり親世帯が祖父母と同居している割合は、平成23（2011）年において、母子世帯においては死別14.6%、生別29.6%となっている。父子世帯においては、死別43.6%、生別51.6%となっており、父子世帯の祖父母との同居率の高さが目立つ⁵。また、持ち家比率は、平成23（2011）年において、母子世帯においては死別61.6%、生別27.2%となっている。父子世帯においては、死別

表1-1. 母子世帯数・父子世帯数の推移と全世帯に対する割合

（各年10月1日現在、単位：世帯）

	平成7（1995）年	平成12（2000）年	平成17（2005）年	平成22（2010）年
全世帯	44107850	47062743	49566305	51842307
母子世帯	529631(1.2%)	625904(1.3%)	749048(1.5%)	755972(1.5%)
父子世帯	88081(0.2%)	87373(0.2%)	92285(0.2%)	88689(0.2%)

（資料）厚生労働統計協会（2012）p.93より作成（原出典：総務省統計局「国勢調査」²）。

73.4%、生別65.5%となっており、父子世帯の持ち家率の高さと生別母子世帯の持ち家率の低さが目立つ⁶。

2. 母子家庭における就労と経済問題

1997年以降進められてきた社会福祉基礎構造改革により、社会福祉について議論される際、自立支援を前面に出すことが多くなった。ここで用いられる自立支援とは、主に就労を伴う経済的自立を表していると考えられる。

わが国の母子世帯における就労状況は、以下の表2-1のようになっている。表2-2の諸外国の数値を併せて見ると、生別母子世帯の就労率の高さが分かる。また一方で表2-1より、正規雇用の少なさを読み取ることができる。わが国の社会保障制度においては、世帯内に正規雇用者がいない場合、保険料負担が急激に増大することを考え合わせると、収入の減少に加えて、保険料負担の増加という二重の負担が世帯にのしかかることとなる。

表2-1. わが国における母子世帯の母の就労状況について

(平成23(2011)年、単位：%)

	就労している割合	就労者のうち正規雇用
死別	73.2	31.1
生別	81.2	40.0

厚生労働省(2012)項目7より作成。

表2-2. 諸外国の女性の就労割合

(2000年、単位：%)

	就労率
フランス	62.6
ドイツ	63.1
アイルランド	54.4
イタリア	46.3
オランダ	65.9
スウェーデン	75.1
イギリス	68.0

メリー・デイリー/キャサリン・レイク著、杉本貴代栄監訳(2009) p.80より作成。

(原出典：European Commission (2001) *Employment in Europe 2001*. Luxembourg: Official for Official Publications of the European Communities.)

わが国の母子世帯において、就労している母の仕事内容は、正規の職員・従業員、非正規就労ともに事務職がもっとも多く、それぞれ正規28.7%、非正規16.1%となっている。正規の職員・従業員においては、生産工程に携わる業務が2番目に多く6.5%となっている。非正規就労においては、販売が2番目に多く、16.1%となっている⁷。

収入状況は、以下の表2-3、表2-4のようにになっている。表2-3より、母子世帯の就労収入は、生活保護の標準世帯の生活扶助基準である16万2,170円をわずかに上回る程度であり⁸、表2-4より、第I 4分位の母子世帯の世帯収入は生活扶助基準を大きく下回っていることが分かる。

就労形態自体が、非正規の不安定就労が多いことに加えて、収入額が少ない世帯が多いことから、不足分を何らかの形で補足していると考えられる⁹。社会保障制度は、母子世帯の収入の少なさにどのような形で対応しているのだろうか。以下で、代表的な経済支援である ①児童扶養手当、②母子寡婦福祉貸付金、③公的年金、④生活保護制度の内容と状況についてみる。

①児童扶養手当とは、父または母と生計をともにしない児童の福祉増進のために支給される手当であり、児童1人で全部支給の場合41,180円（2012年10月

表2-3. わが国における母子世帯の収入状況

	平成17 (2005) 年	平成22 (2010) 年
自身の収入	213万円	223万円
うち就労収入	171万円	181万円

厚生労働省 (2012) 項目16より作成。

表2-4. わが国における母子世帯の年間収入分布の代表値

(カッコ内は就労収入)

	平成17 (2005) 年	平成22 (2010) 年
第I 4分位	118万円 (81万円)	120万円 (90万円)
第II 4分位	187万円 (140万円)	200万円 (150万円)
第III 4分位	270万円 (221万円)	280万円 (221万円)

厚生労働省 (2012) 項目16より作成。

現在)、一部支給の場合41,170円から9,720円(2012年10月現在)の間となる。児童2人以上の加算額は、2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円である。所得制限限度額(収入ベース)は、2人世帯全部支給で130.0万円、2人世帯一部支給で365.0万円、6人世帯扶養義務者で610.0万円である。なお、平成20(2008)年4月より、就労状況に応じて手当の2分の1が支給停止となることとなっている(3歳未満の児童を育てている場合を除く)¹⁰。母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況は、表2-5のようにになっている。生別母子世帯の受給率の高さと、死別、生別ともに一部支給の割合が高いことが分かる。

父子世帯の児童扶養手当の受給状況は、受給している世帯が全体で45.9%、うち死別した世帯の受給が30.5%、生別の場合の受給が48.8%(うち離婚48.7%、未婚100%、その他39.4%)であった¹¹。

②母子寡婦福祉貸付金には、母子福祉資金の貸付制度と、寡婦福祉資金の貸付制度がある。母子福祉資金については、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女性と児童本人を対象とする貸付制度である。寡婦福祉資金については、寡婦(配偶者のない女性であって、かつて母子家庭の母であった者)と、40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母である者、及び寡婦以外を対象とする。貸付の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支援資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅

表2-5. 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

(平成23(2011)年、単位:%)

	受給している	全部支給	一部支給	受給していない
総計	73.2	48.4	51.6	26.8
死別	24.3	33.3	66.7	75.7
生別	76.8	48.7	51.3	23.2
離婚	77.9	46.8	53.2	22.1
未婚	77.2	64.3	35.7	22.8
その他	50.0	63.0	37.0	50.0

厚生労働省(2012)p.7より作成。

資金、就学支度資金、(子の)結婚資金に対する貸付制度がある。以下の表2-6は、修学費用の貸付内容である。

③公的年金には、遺族年金、障害年金、老齢年金の3種類があり、国民年金(基礎年金)、厚生年金、共済組合の年金の各々について、受給権をもつ場合に給付される。母子世帯の母の受給状況は、遺族年金が7割以上にのぼり、死別母子世帯が受給していると考えられる。

一方、父子世帯における公的年金の受給状況は、受給している世帯が全体の8%であり、うち、遺族年金7%、障害年金13%、老齢年金15%となっている¹²。

④生活保護制度により扶助を受けている母子世帯の母の受給状況を、表2-8

表2-6. 母子寡婦福祉貸付金の貸与

(就学資金)

貸付対象等	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校、又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	*私立の限度額を表示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自宅) 月額45,000円(30,000円) (自宅外) 月額52,500円(35,000円) 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅) 月額81,000円(54,000円) (自宅外) 月額96,000円(64,000円) 専修学校(一般課程) 月額46,500円(31,000円) *高等学校、高等専門学校および専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 *連帯保証人は不要

厚生労働統計協会(2012) pp. 98-99より一部抜粋。

表2-7. 母子世帯の母の公的年金の受給状況

(平成23(2011)年、単位:%)

総計	受給している	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳	受給していない
100	8.5	75.6	17.1	0.8	6.5	91.5

厚生労働省(2012) p. 6より作成。

に示す。

平成18（2006）年においては、母子世帯全体で受給している世帯が9.6%、受給していない世帯が90.4%であったので、受給世帯が増加していることが分かる¹³。また、父子世帯については、平成23（2011）年において、総計で受給している世帯は8.0%（うち死別6.7%、生別8.3%）であった。近年、議論されることの多かった生活扶助の母子加算については、平成17（2005）年より段階的に縮小・廃止することとされたが、政権交代により平成21（2009）年より復活している（在宅、1級地、児童1人の場合、月額23,260円）。また、生活保護制度の2005年改正によって、義務教育の修了した後についても、義務教育期間中の教育扶助に替えて、生業扶助によって高校進学支援が行われることになった。

以上の数値より、わが国の母子世帯においては高い就労率をもつ一方で、雇用形態や収入等の就労条件としては厳しいこと、収入の不足分を補うために、生別母子世帯を中心に公的な経済支援を受ける世帯も多いことが分かる。就労条件の厳しさによって、貧困状況にある母子世帯も数多く存在すると考えられる。以下の表2-9、表2-10は、わが国と諸外国の世帯種類別の貧困状況を表す。各国によって程度の差異はあるが、母子世帯が厳しい経済的状況下におかれていることが分かる。

母子世帯の生活について考えるとき、その所得状況と相まって、労働市場の

表2-8. 母子世帯の母の生活保護の受給状況

（平成23（2011）年、単位：%）

	受給している	受給していない
総計	14.4	85.6
死別	9.6	90.4
生別	14.8	85.2
離婚	14.5	85.5
未婚	14.8	85.2
その他	21.4	78.6

厚生労働省（2012）p.4より作成。

表2-9. 世帯類型別の貧困率

(貧困線 = 等価可処分所得の中央値の50%)

世帯類型	1995年	2001年
	貧困率 (%)	貧困率 (%)
全世帯	15.2	17
核家族 (子ども3人以上)	12.9	8.9
核家族 (子ども2人以上)	6.7	7.3
核家族 (子ども1人以上)	10.4	8.5
核家族 (子ども0人以上)	10.0	10.8
単身世帯 (高齢者世帯除く)	20.0	26.9
高齢者2人以上世帯	21.7	20.5
高齢者単身世帯	47.9	43.0
母子世帯	55.3	53.0
3世代世帯	8.5	8.4
その他の世帯	16.9	20.1

橘木 (2006) p.70より、部分的に抜粋。(原出典：厚生労働省『所得再分配調査』、橘木俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。原注：高齢者世帯は、男性65歳以上、女性60歳以上の者のみで構成するか、または、これに18歳未満の者が加わった世帯を指す。)

表2-10. 諸外国の世帯別貧困状況

(単位：%)

	子どもがいない女性の貧困率に対する母親の貧困率	夫婦そろった家庭の母親の貧困率に対する母子世帯の貧困率	独身の子どものいない女性の貧困率に対する母子世帯の貧困率
フランス (1989年)	84	306	172
ドイツ (1994年)	187	129	352
オランダ (1991年)	148	554	321
スウェーデン (1992年)	57	69	21
イギリス (1995年)	232	255	285
アメリカ (1994年)	190	533	256

メリー・デイリー/キャサリン・レイク著、杉本貴代栄監訳 (2009) p.67より作成。
(原出典 T. Smeeding, K. Ross, P. England, K. Christopher and S. McLanahan (1999) *Poverty and Parenthood across Modern Nations: Finding from the Luxembourg Income Study. Luxembourg Income Study Working Paper, No.194, Luxembourg: LIS.*)

環境を考慮することなしに論じることは難しいであろう。そして、その問題はわが国の労働市場のもつ根本的な問題を凝縮していると考えられる¹⁴。

3. 当事者主体の支援とは一本当の意味での自立支援とは何か

(1) 就労支援と自立

当事者主体の考え方は、ノーマライゼーションの考え方とも関連しながら障害者運動等においては、よく議論される¹⁵。しかし、母子世帯においては、まだこれから本格的な取り組みが始まる状態であると考えられる。

自立支援は、経済的な自立だけではなく多面的な側面から考えられることは、現在の生活保護制度における自立支援政策を考えると、政策方向としても主流になりつつあることが分かる。松原（1999）は、自立について、自立は強いられるものであってはならないこと、そして、適切な時期に適切な人的・物的資源に依存できることも自立に含まれると述べる¹⁶。

石山（2007）も指摘しているが¹⁷、経済的な自立のみを過度に強調しすぎることで、就労条件を考慮せず早期就労を促すことは、長期的に考えると、経済的自立に逆行する結果を招く危険性を常に伴っていることを忘れてはならないのではないか。この点については、内閣府（2012）が、生活可能な収入を得られる専門職に就くための政策的支援を強調しているが¹⁸、生活可能な所得水準の収入を得られる仕事を得られることが、経済的自立への近道であることを考えると、さらなる政策上、制度上の後押しが必要であると考えられる。

ワーキング・プアと貧困問題の関連性については、阿部（2008）、熊沢（2000、2003）、中野（2006）、橋木（2006）、竹中（2011）、武信（2009）、山田（2009）らの著作で詳細に検討されているが、わが国の母子世帯の多くは、常に典型的なワーキング・プアの状態に陥りやすい構造の中にある。竹中（2011）は「労働力の女性化」として、労働市場における女性労働力の増加と併行して、非正規女性労働者の増加が進行している現状についての分析を行っている¹⁹。ワーキングプアの状態にあるとは、社会構造的に就労収入だけでは生活することが困難な状態のことである。現在の制度下においては、このような状況におかれている人びとを、社会的文脈から取りこぼしている状態となっている。その結

果、これらの人びとは、個人の生活が持続可能な状態を作り出す社会システムの枠外に存在する結果となっている。大谷（1989）は、人びとを社会システムの枠外へ押しやる制度構造の問題について、次のように述べている²⁰。「日本の社会保障制度がもっている大きな欠陥はそこにある。制度がいくつかに分立していることだけが問題ではないのである。市民の間に水準が低下するおそれはもちろん存在している。それ以上に制度間でズレがあり、しかも、そのはざまにあたる生活上の問題が生じたときに、頼るべき制度が不在であるのではないかという不信感である。さらには、保障されるべき水準が今後もっと低下し対象となる事故が限定されたとして、すくなくともどの生活事故に対してどの程度までは明確に保障されるのか、その時の基礎になる制度はなにであるのか、これが明らかにされないまま、各種の制度での格差を理由として、いわば無限に相互の引き下げの悪循環になるのではないかというのが、不安の最大のもではなからうか。その点を抜きにして、自助努力への復帰を強調し、民間活力を導入することで戦後社会保障をなし崩しに解体するのは、将来にわたる生活不安をいっそう増大させるおそれが強い。」²¹

関（2009）は、やる気さえあれば就労することができ、また生活不安がなくなるという可能性を母子世帯の場合、もつことが難しいことを主張する。「就労支援、就労のための訓練はそれなりに意味はあるのだが（結果的に、就労率は上がったが、低賃金で“自立”には、程遠いと言われる）、日本の場合、もともと働いている人が断然多いのである。」「日本の母子家庭の母たちのなかにも就労支援と言われ、いくらか期待した人もいた。もう少しましな賃金と将来の安定した職を提供してくれることを期待したのだ。だが、そもそも「職」が無くては、就労支援のしようがないのである。」²²

正規雇用への転換を支援することは、もちろん大切であるが、実際の雇用環境や経済環境のなかにおいて、そのことが困難である以上、非正規雇用の雇用環境改善への制度的な工夫は、今後重要なテーマとなってくるのではないか²³。

(2) 社会システムと暴力

中村（2002）は、社会システムや社会的文脈の有り様が暴力を生む源泉になっているとの観点から、次のように述べる。

「家庭内暴力の加害者たちの語りを援助していると、つらいことがたくさんある。プログラムの提供者としてではなくて、夫として、父親として突きつけられる問題があるからだ。暴力へと駆り立てる男らしさがそこに垣間見えるのだ。これは多くの男が生きている現実でもある。それは暴力を問い糺す側にも諸刃の刃となってつきささる。」²⁴ 中村（2002）は、男性側から見ると「義務遂行」としての暴力であり、社会的文脈に従っているだけであるという思いがあるのではないかと指摘している²⁵。このような加害者側の意識を考慮すると、被害者に対する支援だけではなく、加害者と被害者の両者に対する精神面・経済面に対する相談システムや支援システム構築が必要であり、このようなシステムを制度内に組み入れることが重要であると考えられる。

表4-1は、母子世帯を住居面で公的に支援する母子生活支援施設への入所理由である。

表4-1から、暴力を理由としての入所が入所理由としてもっとも多いことが分かる。このことを考えあわせると、近年の「養育費」重視の政策方向を進めるにあたって、考慮すべき点は多いように感じる。配偶者からの暴力が原因で離婚に至るケースが多いと考えると、「養育費」に対して制度的に過度に依存

表4-1. 母子生活支援施設の入所理由別入所状況 (2006年度新規入所)

入所理由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,589	100.0%
夫等の暴力	1,350	52.1%
住宅事情	484	18.7%
経済的理由	446	17.2%
入所前の家庭内環境の不適切	164	6.3%
母親の心身の不安定	76	2.9%

(資料) 森田（2009）p.135. (原出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成18（2006）年度母子生活支援施設入退所状況調査」)

することには危険性が付随するのではないか。配偶者からの暴力等が絡んでいる場合、本人同士の交渉は基本的に困難である。また、暴力等がない場合でも、昨今の雇用環境の下においては、配偶者自身も不安定就労である可能性も多くある。このような場合は、その時点においては、養育費を支払いたくても支払えないであろう。もし、財源として重要性をもたせるのであれば、下夷（1989）が諸外国の制度例として紹介しているように、国家や行政が直接的、また間接的に関わるシステムを構築する必要があるのではないであろうか²⁶。下夷（1989）の制度紹介のなかにあるように、国が一時的に養育費を国がプールした財源から出し、その後で子どもの親が支払えるようになった段階で回収するシステムも考えられる²⁷。

まとめ

母子世帯の主な収入源として、家計補助的な仕事に就かざるを得ないという現状や、正規職として働くことが困難な状況を考えあわせると、母子世帯が現在の社会構造のなかで貧困になる傾向が強いことは必然の結果であることが分かる。正規職に就くことが困難であるということは、社会保障システムからも締め出される状態に陥る可能性が高いということを意味する。公的な支援がなく、なおかつ低収入であるため、生計費を捻出するために極限まで労働時間を増やす。その結果、生活できない収入状況であるにもかかわらず、過労で身体をこわすという状況に至る可能性が高い。

貧困の世代間連鎖を防ぐためにも、労働環境におけるディーセント・ワークを整備するための政策的な努力や制度的な工夫が求められるであろう。さらに、労働市場の下方スパイラルを防ぐためには、政策や制度の整備にとどまらず、生活できる労働を求める社会的文脈の形成が不可避であろう。

注

- 1 母子世帯、父子世帯の世帯数の数値は、未婚、死別、または離別の親と、その未婚

の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がない世帯）の数。

- 2 厚生労働省（2012）「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/boshi-setai_h23/index.html
- 3 厚生労働省（2012）、質問項目1。
- 4 厚生労働省（2012）、質問項目3。
- 5 厚生労働省（2012）、質問項目4（2）。
- 6 厚生労働省（2012）、質問項目5。葛西（2008）は、離婚前の住宅が持ち家であっても、離婚後もその持ち家を所有する割合は父子世帯が91.3%であるのに対し、母子世帯は34.6%にとどまることを指摘している。葛西（2008）p.683。住宅の確保についての提言としては、一圓（2012）が、住居についての貧困問題を解決するために、住宅手当を生活扶助と独立させて支給し住居確保を支援することを提唱している。一圓（2012）p.14-15。また、早川（1997）は、住宅問題は、社会福祉の基盤となることを主張している。さらに須藤（2010）、松原（1999）は、家族支援の拠点として母子生活支援施設の活用を提唱している。
- 7 厚生労働省（2012）、質問項目7（1）。
- 8 生活保護制度研究会（2012）、pp.64-65。
- 9 公的な経済的支援の他にも、現実にはさまざまな所得の補足方法を模索している例として、赤石（2008）は次のようなケースについて述べている。「児童扶養手当が削られたらどうするか、という質問には「どうしたらいいかわからない」「借金を増やす」「もっと働く」「親族に頼る」「生活保護を受ける」悲鳴に近いものがあった。私たちの調査対象は全国平均の母子家庭年収よりも70万円以上高く、正規雇用の人も多い。それでもこの悲鳴だった。」赤石（2008）pp.311。
- 10 就労状況によって支給停止となる制度が導入されたのは、2002年の「母子家庭等自立支援対策大綱」の考え方に基づく、同年2002年の児童扶養手当制度の改正による。この改正によって、支給開始5年経過時から支給額の一部を支給停止することが可能となった。この改正については、減額分を就労時間延長によってまかなうことについて、母子世帯の「時間の貧困」を生むとして、石山（2007）が疑問を呈している。
- 11 厚生労働省（2012）、質問項目22。
- 12 厚生労働省（2012）、質問項目22。
- 13 玉田（2007）が、離婚率の増加と生活保護開始率の増加の相関について分析を行っている。
- 14 熊沢（2000）が、労働市場が期待する女性労働のあり方から女性の貧困問題を論じている。

- 15 当事者主体の重要性については、障害者運動に対する山盛（2011）と大谷（2012）における視点が、母子世帯自立支援に対する考え方においても拡張して援用できるのではないと思われる。山盛（2011）は、労働市場の環境がどのような状態であっても、最低生活費はかかることを考慮に入れなければならないとして、以下のような障害者運動の文章を紹介している。「今まで、障害者は働く事は良いことなのだ。働けない事はいけない事なのだ、と教えられ、重度のものは、それゆえ、人間の生活のない施設に送りこまれてもあきらめて一生をそこで過ごしていました。また、働ける障害者は、どのような事業所、授産所、福祉工場でもおどろく程の低賃金で働かされています。」「私達は、人間の本当の価値を創り出す事が、障害者にとっての労働であると考えます。」「事あるごとに「働く事はいいことなのだ。働く所がなければ授産所へ行っても働け」と言われ続け（授産所で働き過ぎて死んだ兄弟を、私達は多く知っています）、街を歩けば「どこの施設から逃げてきたのだ」と言葉をかけられるこの現実を私達は拒否します。そのために、私達は、私達自身の手による生活拠点を作ろうと考えつきました。他人に管理されるのではなく、自らを自らで生活管理する、日常の生活地区に私達の自立生活を打ちたてるのです。」山盛（2011）p. 241.（原出典：関西青い芝の会連合会常任委員会（1975）『関西青い芝連合』no. 2.）一方、大谷（2012）は、ホームページ（2012年7月7日掲載分「生活保護と親子の関係―生活保護の親子関係についての誤解―（障害者親子の繋がりについて―大谷のコメント（5）））において次のように述べている。「就労重視に軸足を定めることは当然であるが、福祉分野の人には産業に関する知識がないと一般にはそういわれる。行政が行う就労支援において、派遣・パートなどの不正規雇用を増やすことにだけ使われたら、就労支援といっても、当事者（障害者）を悩ませることになる。」また、朝比奈（2007）は、生活保護世帯における女性の就労の特徴について、次のように述べる。「一旦無業になった後は、母子世帯では不安定階層…までは戻ることができるが、一般階層までは戻れないこと、母子以外世帯では下位階層にとどまっていることが明らかである。」朝比奈（2007）p. 80。就業中断が賃金に与える影響について計量的に分析を行った研究に、西村（2009）がある。
- 16 松原（1999）p. 19。
- 17 石山（2007）が、『母子家庭等自立支援対策大綱』と『少子化社会対策大綱』との相互関係の観点から疑問を呈している（pp. 39-41）。「少子化社会対策大綱は母子世帯に限らず子育て世帯全体をターゲットとしているものであり、仕事と子育てのバランスを取ることができるような社会を目指す姿勢が見て取れる。そのような状況にもかかわらず、母子世帯の母親には就労による（経済的）自立を優先させるとい

- う今日の母子世帯に対する支援方針は、母子世帯の母親には子育てよりも第一に就労にウェイトを置くという生活スタイルを求めているという見方ができるであろう。」石山 (2007) p.40。
- 18 内閣府 (2012) において、「第 8 章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 第 3 節 安心して親子が生活できる環境作り (ひとり親家庭等に対する支援の推進)」において、高等技能訓練促進費等による職業能力の開発支援との関連で述べられている。内閣府 (2012) p.211。
 - 19 竹中 (2011) pp.68-73, pp.207-209。
 - 20 大谷 (1989) p.40。
 - 21 山田 (2009) は、制度上で想定していない形で生活している場合 (非正規就労者同士の夫婦等)、社会保障制度内で保障していくことの困難さについて、豊富な例をあげながら検討している。制度のはざままで母子世帯が苦しむ状況については、関 (2009) も詳しく述べている。
 - 22 関 (2009) p.17。赤石 (2008) は、パート雇用から常用雇用への転換が、企業への補助金だけでは難しいことを指摘している。赤石 (2008) pp.309。また、山田 (2009) は、どのような条件下におかれている女性も、希望しさえすれば正社員で働くことができるという前提で就労支援を進めていくことの矛盾を指摘している。山田 (2009) p.143。
 - 23 本間 (2012) が、非正規雇用に対する規制だけで雇用環境を改善することの難しさを指摘している。また、母子世帯のみならず、その他の世帯においても、労働市場全体において就労条件が悪化していることが日本経済新聞 (2012) において指摘されている。
 - 24 中村 (2009) p.295。原出典は、中村 正 (2000)。
 - 25 中村 (2009)。
 - 26 下夷 (1989) pp.156-165。また、配偶者からの暴力と被害者保護については、戒能 (2006) に詳しい。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」の平成19 (2007) 年改正の内容は、男女共同参画局のホームページで見ることができる。<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv1907.html>
 - 27 下夷 (1989) pp.156-165。

参考文献

- 阿部 彩 (2008) 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。
赤石千衣子 (2008) 「シングルマザーたちが国会を動かした—児童扶養手当削減事実上

- の凍結、ロビイ体験記」天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実 紀代・斉藤美奈子 編著 (2009)『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、pp.308-317。(初出『女性と労働21』65号)。
- 朝比奈朋子 (2007)「生活保護世帯における女性就労の特徴について」『川村学園女子大学研究紀要』第18巻、pp.75-94。
- 早川和男 (1997)『居住福祉』岩波書店。
- 本間俊典 (2012)「経済の窓14 「改正派遣法、やっと成立 解決には遠い非正規問題」健康保険組合連合会『健康保険』pp.52-53。
- 一圓光彌 (2012)「社会的排除と社会保険による所得保障—就業形態の多様化と年金保険のあり方」『国際経済労働研究 Int' lecowk』1024号、pp.7-15。
- 一般財団法人 厚生労働統計協会 (2012)『国民の福祉と介護の動向』一般財団法人 厚生労働統計協会。
- 石山直樹 (2007)「母子世帯に対する経済的支援施策の意義について」『横浜女子短期大学研究紀要』第22巻、pp.35-44。
- 戒能民江 編著 (2006)『DV 防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房。
- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省 (2002)「母子家庭等自立支援対策大綱」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0307-3.html>
- 厚生労働省 (2012)「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/boshi-setai_h23/index.html
- 熊沢 誠 (2000)『女性労働と企業社会』岩波書店。
- 熊沢 誠 (2003)『リストラとワークシェアリング』岩波書店。
- 葛西リサ (2008)「父子世帯の居住実態に関する基礎的研究—住宅所有関係、居住面積、家賃に関する分析を通して—」『平成20年度 日本建築学界近畿支部研究報告集』pp.681-684。
- メリー・デイリー/キャサリン・レイク 著、杉本貴代栄監訳 (2009)『ジェンダーと福祉国家 欧米におけるケア・労働・福祉』ミネルヴァ書房 (原著 M. Daly and K. Rake (2003) *Gender and the Welfare State*, Polity Press Ltd in Cambridge.)。
- 松原康雄 (1999)「ファミリーサポートの拠点としての母子生活支援施設」松原康雄編著 (1999)『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点』第1章、pp.10-27、エイデル研究所。
- 内閣府 男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>
- 内閣府 (2004)『少子化社会対策大綱』<http://www8.cao.go.jp/shoushi/taikou/t-mokuji>

html

- 内閣府 (2012) 『男女共同参画白書平成24年版』 勝美印刷株式会社。
- 中村 正 (2000) 「男らしさを問うということ」 『部落解放』 部落解放研究所。
- 中村 正 (2002) 「DV—加害者をどうするのかという問題が問いかけること」 天野正子・伊藤公雄・伊藤りり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代・斉藤美奈子 編著 (2009) 『新編 日本のフェミニズム12 男性学』 岩波書店、pp. 289-302 (初出『月刊福祉』85巻、7号)。
- 中野麻美 (2006) 『労働ダンピング—雇用の多様化の果てに』 岩波書店。
- 日本経済新聞 (2012) 「エコノフォーカス 共働き世帯主流に 最高の55% 夫の収入源パートで補う「生活防衛」消費は伸びず」 『日本経済新聞 (朝刊) 2012年10月22日 (月曜日)』。
- 西村 智 (2009) 「出産・育児が母親の所得に与える影響(1) 理論的考察と Family Gap 研究のサーベイ」 『(関西学院大学) 経済学論究』 第63巻、第3号、pp. 553-569。
- 大谷 強 ホームページ 「ノーマライゼーション政策研究」 <http://www.ops.dti.ne.jp/~t-otani/>
- 大谷 強 (1989) 『社会福祉から地域社会づくりへ』 現代書館。
- 大谷 強 (1995) 『自治と当事者主体の社会サービス「福祉」の時代の終わり、マイノリティの時代の始まり』 現代書館。
- Smeeding, T., K. Ross, P. England, K. Christopher and S. McLanahan (1999) *Poverty and Parenthood across Modern Nations : Finding from the Luxembourg Income Study. Luxembourg Income Study Working Paper*, No. 194, Luxembourg: LIS.
- 生活保護制度研究会 (2012) 『保護のてびき 平成24年度版』 第一法規。
- 関 千枝子 (2009) 『母子家庭「母」の老後、「子」のこれから』 岩波書店。
- 下夷美幸 (1989) 「離婚と子供の養育費」 『季刊・社会保障研究』 pp. 156-165。
- しんぐるまざーず・ふぉーらむホームページ <http://www.single-mama.com/>
- 須藤八千代 (2010) 『(増補) 母子寮と母子生活支援施設のあいだ女性と子どもを支援するソーシャルワーク実践』 明石書店。
- 杉本貴代栄・森田明美 (2009) 『シングル・マザーの暮らしと福祉政策 日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』 ミネルヴァ書房。
- 社会福祉法人 全国母子生活支援施設協議会ホームページ <http://zenbokyoku.jp/>
- 橋木俊詔 (2006) 『格差社会何が問題なのか』 岩波書店。
- 竹中恵美子 (2011) 『家事労働 (アンペイド・ワーク) 論』 明石書店。
- 武信三恵子 (2009) 『ルポ 雇用劣化不況』 岩波書店。
- 玉田桂子 (2007) 「母子世帯と生活保護についての考察」 『経済学研究』 第74巻、第3号、

pp. 31-42。

- 山田昌弘 (2009) 『ワーキングプア時代 底抜けセーフティネットを再構築せよ』 文藝春秋.
- 山田宣廣 (1999) 「資料からみる母子生活支援施設」松原康雄 編著 (1999) 『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点』 第7章, pp. 152-176、エイデル研究所.
- 山盛 亮 (2011) 『「生きていることは労働だ」—運動の中のベーシック・インカムと「青い芝」』 中川 清・埋橋孝文 『生活保障と支援の社会政策』 明石書店, pp. 224-249.
- 湯浅 誠 (2008) 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』 岩波書店.
- 湯澤直美 (1999) 「女性と母子生活支援施設」松原康雄 編著 (1999) 『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点』 第4章, pp. 64-96、エイデル研究所.
- 吉田しおり (2011) 「わが国の社会保障制度におけるジェンダー平等」『女性学評論』 第25号, pp. 163-176.
- 吉田しおり (2011) 「女性に対するわが国における年金制度」『女性学評論』 第26号, pp. 95-112.

Summary

Single-Mother Households and Social Security System in Japan

YOSHIDA Shiori

The number of single-mother households has been increasing in Japan. Single mothers face poor labor conditions because of their limited career choices and therefore they tend to become poor. This paper examines the difficulty of their living conditions, and discusses their situation from the viewpoint of gender studies.

In the first section, we provide an overview of single-mother and single-father households, using the data reported by the Japanese Ministry of Health, Labor, and Welfare. In the second section, we examine the present situation of single-mother households in terms of employment, income level, residence, and benefits from the social security system, such as child rearing allowance, public loans for single-mother and child, public pension, and public assistance. Also, we compare poverty rates between Japan and other countries. In the third section, we discuss the self-reliance support for single-mother households and the reconstruction of social security systems by drawing on the ILO's concept of Decent Work. We insist on the need for improvement of working conditions and income levels for single-mother households and increased awareness of Decent Work in society.